

Title	濠洲に於ける賃銀統制
Sub Title	
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.10 (1930. 10) ,p.1649(121)- 1702(174)
JaLC DOI	10.14991/001.19301001-0121
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19301001-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註) 筆者は Sinzheimer (Grundzüge des Arbeitsrechts, S. 36 ff.) の所説に従つて、官吏を被備者の一部類に入れて居る。然し此の點は頗る論争の中心點をなして居り、成文法規に於ては勿論學説上も定説がない。今此處では唯々賛否兩論の主要學者並に其の参考文献を指摘するに止めて置く。

賛成者として擧ぐ可きは、Pothoff (Wesen und Ziele des Arbeitsrechts S. 42) * Lutz Richter (Arbeitsrecht als Rechtsbegriff S. 26) 等であり、反對者として擧ぐ可きは、Kaskel (Arbeitsrecht, S. 4 Arbeitsrecht und Beamtenrecht, Arb. R. 1920 S. 169. vgl. auch Beamtenrecht und Arbeitsrecht, Berlin 1926.) * Jacobi (Grundlehren des Arbeitsrechts, S. 57) 等である。

(附記) 本稿中、勞働法の概念並に其の要素に關しては、主として Sinzheimer の所説に従つて記述して來たことを再び此處に斷つて置く。筆者は次の機會に於て勞働法の法源及び構成即ち體系に就いて論じやうと思つて居る。

濠洲に於ける賃銀統制

小島 榮 次

賃銀決定上に於ける自由契約の弊害撤除を目的とする社會的賃銀統制は濠洲に於て最も發達した。最近 George Anderson, Fixation of Wages in Australia (Melbourne, 1929) の出版に依つて、吾々は同國に於る賃銀統制の實際を詳細に知る事が出來た。勿論賃銀統制に關する一般的研究として従來幾多の良書を算ふる事が出来るが、同書に於るが如く整理されたる粗材の提供に依つて更に利益ある、所ある事も否み難い。此處に掲ぐるは、實質上同書第二編 Fixation of Wages (pp. 181-554) を濠洲聯邦和解及仲裁裁判所の賃銀統制就中基本賃銀統制に重點を置き、極めて簡單なる要約を試みたるものに過ぎぬ。第一編は濠洲賃銀統制機關の構成及權限等を取扱つて居り、本編には之を省略する事とした。此方面に就ては、經營經濟研究第四冊岡教授「最低賃銀制度の理論的及實證的研究」、河田嗣郎「新賃金政策と社會問題體系第五卷、等に於て明快にして簡潔なる記述が見出されるであらふ。

目次

- 一、ハーヴェスタ賃銀
- 二、生活標準決定とハーヴェスタ賃銀の吟味
- 三、基本賃銀の調節
- 四、パソーズの三志

- 五、基本賃銀と最低賃銀
- 六、特殊作業と賃銀割増
- 七、婦人及年少労働者賃銀
- 八、結果に應ずる賃銀支給制
- 九、雇傭制度と賃銀率
- 一〇、産業の賃銀支拂能力
- 一一、児童手當制度

一、ハーヴェスタ賃銀

濠洲に於ける賃銀統制の最も重要な部分が其の基本賃銀制即ち如何なる労働者に對しても必ず支拂はる、最低限の賃銀率決定の制度である事は云ふまでもない。而して同國に於ける基本賃銀は労働者の生活費を償ふに足る額を基礎として定めらる、賃銀即ち生活賃銀である。抑、生活費に依つて基本賃銀を決定するの原則が濠洲に於て明確に採用されたのは一九〇七年以後の事であつて、其以前は何等確立された原則なるものが認められて居なかつた。一九〇七年に此原則が採用されたる事情は略々次の如くである。

一九〇六年の聯邦物産税法に依つて特定種類の農具製造者が課税せらるゝ事となつたが、同法には斯る農具製造者が聯邦和解及仲裁裁判所長に願ひ出で、該製造者が「公正にして合理的なる」*fair and reasonable* 賃銀を其使用労働者に支拂ひつゝ、ありとの認定を同所長より受くる事に依つて、其課税を免除せらるゝ規定があつた。The Sunshine Harvester Companyなる農具製造會社が此規定の下

に斯る認定を願ひ出でたるに際し、當時の裁判所長ヒギンズ判事 H. B. Higgins は「公正にして合理的なる」賃銀とは、其最低限度に於ても「文明社會に生活する人間として觀たる平均労働者の正常必要物」*The normal needs of the average employee, regarded as a human being living in a civilized community* を得るに足る賃銀であるとの解釋を與へた。即ち労働者には最低限度に於ても其生活費を償ふに足る賃銀を支拂ふを以て「公正であり合理的」であるとしたのである。斯くして此處に於て始めて斯る賃銀即ち生活賃銀を以て如何なる労働者にも支拂はるべき最低賃銀即ち基本賃銀とする原則が採用されたのであつた。而して生活賃銀の決定標準は前記「文明社會に生活する人間として觀たる平均労働者の正常必要物」なる解釋に一應は示されて居るが、更に此標準は具體的に如何なる標準を意味したかを見るに、「平均労働者」とは後にニウサウスウェールズ州のヘイドン判事 (J. Heydon) に依りて解釋せられヒギンズ判事の同意したるが如く労働者中の最下層階級を意味し、「正常必要物」とはヒギンズ判事の算定したる次の如き生活費より之を知る事が出来る。同判事は九人の労働者の家計を調べ或不動産賣買人より家賃に關する證言を徴し更に適當なる雜費を加算し、斯くして得たる額を名聲ある雇主の支拂ふ賃銀と比較して其適當なる事を確めたのであつて、(H. M. Barnes, *Wages and States*. London, 1926. p. 303.) 即ち當時の家族五人よりなる一世帯の食糧費燃料費の毎週支出を二五志五片、家賃を毎週七志、其他支出(燈火、衣服、靴、家具、家庭用具、税金、生命保險、貯蓄、傷害保險、又は共濟組合、失業保險、労働組合、書籍及新聞、電車又は鐵道、裁縫機械、鉋伸機械、學校、娛樂及休日行樂、煙草、疾病又は死亡、宗教又は慈善會の諸費用)を九

志七片、總計每週支出四二志と算定し、此額を以て「公正にして合理的なる」賃銀と看做したのである。之を要するにハーヴェスタ判決に依つて確立せられたる一週四二志の生活賃銀は、家族五人よりなる最下層階級の労働者即ち不熟練工の世帯の正常と看做さるゝ生活費に對するものであつて、如何なる職業に従事すると關係なく其労働の價値如何に依らず、又扶養すべき家族を有すると否かを問はずしてあらゆる労働者に對して適用さるゝ基本賃銀である。而して此基本賃銀は前記各費用項目より見るも明なるが如く、労働者が辛じて生命を繼ぎ得るに足る生存費賃銀とは全く異り、文明社會に於て多少の餘裕ある生活を保證するものである。一九二一年パウヅ判事 Powers は「現在の人間らしき標準より見積りし慎しやかなる安樂の状態に於て生活せしむる賃銀であるとし、一九二〇年スタークの判事 Salkie は「不熟練労働者をして貧窮の苦痛を感ずる事なく相當安樂に彼自身と妻と三人の子女とを生活せしむる」賃銀であるとして居る。

此ハーヴェスタ賃銀は爾後濠洲聯邦及各州に於ける賃銀統制當局に依つて基本賃銀決定の基準として依據されて居るが、然も猶此賃銀が償ふべき生活費に就ては諸點に於て異論が立てられて居る。先づ此基本賃銀に依つて扶養さるべき家族數に就ては各州の賃銀統制當局間に異論を生じ、ニュー・サウス・ウェールズ州に於ては夫婦のみに對する生活賃銀と一人の兒童に對する兒童手當制を併用し、ウェスタン・オーストラリア州に於ては夫婦及兒童二人、其他の四州及聯邦當局はハーヴェスタ標準の如く夫婦及兒童三人とした。而して實際の調査に基き一世帯に對する扶養兒童の平均數は三人に達せずとする主張が屢々現れた。併し未だ労働者の世帯のみに就ての統計はなく一般世帯の統計

を基礎とする主張であるが故に、正確なる平均兒童の數は之を求め難い。何となれば労働者家庭に於ては、一般に兒童の數が比較的に富める家庭に於るよりも多き事は周知の事實であるが故である。次に食糧費に就ては、ニュー・サウス・ウェールズ州のヘイドン判事はハーヴェスタ賃銀に於る食糧二四志六片を以て過多であると主張した。其論據は次の統計にある。即ち一九一〇年七月より一九一一年六月末までの一年間に於て、一週間約六〇志の收入ある一二三世帯は平均二〇志一〇片を食糧費に支出し、一週四九志一〇片の收入ある四四世帯は平均一八志九片を支出したる事が、聯邦統計局の調査に依つて示された。而も是はハーヴェスタ判決三年後の事であつて、此間に物價の著しき騰貴があつたのである。次にハーヴェスタ賃銀は九志七片の雜費を含むて居るが、之に就ても亦ヘイドン判事は、此雜費なるものは各家族の嗜好及剩餘收入の多寡に依つて事實上著しく相違するものであつて、之に對して一般に承認さるべき標準を設定するが如き事は殆ど不可能なるを指摘した。且又ハーヴェスタ判決以來、雜費は全收入の増加に伴ひ食糧費又は家賃以上の速度を以て増加して居るのであるが、而もヘイドン判事はニュー・サウス・ウェールズ州に於て生活賃銀に關する判決を與ふるに際し、自身適當と思はるゝ額を定むる能はず已むを得ずしてヒギンズ判事の九志七片をシドニイの物價に換算したる額を採用した。

一九〇七年以來現在に至るまで、濠洲聯邦當局の方針は基本賃銀として此ハーヴェスタ賃銀標準を維持して來た。即ち生活費指數に依る算出を以て常に基本賃銀をハーヴェスタ賃銀の水準に保つて來たのである。但し戰時戰後の物價急騰の際は、賃銀の騰貴が物價の夫に伴はず、基本賃銀は一

時的現象としてハーヴェスタ標準以下に落ちた事實がある。又一九二二年以後は後述する所の「パワーズの三志」の増加に依つて、基本賃銀はハーヴェスタ標準以上に上つたのであるが、是等の場合を除いて基本賃銀決定の基準をハーヴェスタ賃銀に置く方針には未だに變化がない。ヒギンズ判事は斯る基本賃銀を支拂ひ得ざる産業に對して、基本賃銀以下の額の支拂を許す場合もあり得る事を豫期したが(J. H. Richardson, A Study on the Minimum Wage. London, 1927. p. 30)事實上に於ては前記の如き一時的變則の場合を除き、此基本賃銀以下の賃銀が裁判所に依つて許された事は無し。同判事は採掘費の増大と共に經營困難に陥りし鑛山の如きに對しても夫を許さなかつたのである。(A. G. B. Fisher, Some Problems of Wages and their Regulation in Great Britain Since 1918. London, 1925. p. 195)又バワーズ判事は外國産業の競争の爲めに基本賃銀を支拂ひ得ざる産業は、關稅に依つて保護さるべきであつて、基本賃銀以下の賃銀の支拂を許さるべきでは無いとの意見を述べて居る。

生活賃銀の原則に對しては、労働組合側も雇主側も同意を表して居るが、但し其實際額に就ては相當異論あるを免れない。併し一九一八年バワーズ判事が、一仲裁々判に於てハーヴェスタ判決と全く獨立して基本賃銀を決定するが爲めに新に調査を行ひ、之には労働組合及雇主組合の參加を見たのであるが、其結果は唯衣服費の著しき騰貴の爲めに二志の増加ありしのみでハーヴェスタ賃銀を認するに終つた。而して一九二〇年にも聯邦基本賃銀調査委員會の調査報告は、平均不熟練労働者の生活標準としてハーヴェスタ標準の満足なる事を裏書したのである。斯の如くハーヴェスタ賃銀

は、一九〇七年以來數回の公式調査に依り「公正にして合理的なる」賃銀として承認されて居るが、聯邦基本賃銀調査委員會の委員長たりしピディングトン氏 A. P. Piddington は、ハーヴェスタ賃銀標準が斯く長期に渡つて存続したるは其公正にして合理的なるが故にあらず、次の如き四理由に因るものであるとした。即ち(一)如何なる場合に於ても賃銀の増加は歓迎さるゝものであり、ハーヴェスタ賃銀は僅かながら賃銀増加を來たさしめたる事、(二)係類なき獨身労働者の生活費は、結婚に對する貯蓄等の潜在的費用を除けば、五人の家族を有する労働者世帯の生活費の約三分の一なるが故に、獨身労働者は其生活費の少くとも二倍以上を受けて居ると云へる。而して斯の如き労働者の數は、常に全成年男子労働者の約五割を占めて居る事、(三)熟練労働者に對して不熟練労働者に支拂はるゝ基本賃銀以上に附加せらるゝ賃銀差額が、實際上窮乏を輕減するに役立ちし事、(四)一九一四年以來戰爭緊急時の爲めに仲裁々判所に依つて労働者階級の愛國心に向つてなされた訴へに對して、後者が熱誠を以て反響し産業平和を保ち得た事である。

以上聯邦仲裁裁判所の基本賃銀が如何なるものであるかを略述した。次に各州の賃銀統制當局は或程度までハーヴェスタ標準に従つて居るが、實際の基本賃銀額にはかなりの差違が見出される。例へば一九二七年最後の四半年に於るニュー・サウス・ウェールズ州シドニーに對するハーヴェスタ標準賃銀と照應する賃銀は四磅一〇志であるに對し、州當局決定の基本賃銀は夫婦のみの世帯に就て四磅五志であり、クイーンズランド州ブリスベーンに於るハーヴェスタ標準賃銀は三磅一七志六片であるのに對し州當局の基本賃銀は家族五人の世帯に對して四磅五志、サウス・オーストラリア州アダレー

下に於るハーヴェスタ標準賃銀四磅四志に對し、州當局の基本賃銀は家族五人の世帯に對し四磅五志六片であり、ウエスタン・オーストラリア州バース其他に於るハーヴェスタ標準賃銀は三磅一七志なるに對し、州當局決定の基本賃銀は家族四人の世帯に對して四磅五志である。斯の如き相違は各州當局間の労働者生活必要物に對する見解の相違より生ずるものとなる事は勿論であるが、聯邦當局のバウーズ判事は斯る不統一の存在を以て労働争議を増加せしむる一因であると歎じて居る。同判事に従へば、州當局に依つて聯邦當局の賃銀より低き賃銀を決定されたる場合には、労働者は地域を擴大して再び争議を起し聯邦當局の判決を受けんとするであらふし、反對にクィーンズランド州に於るが如く、州當局に依つて聯邦當局よりも高き賃銀が決定されたる場合には、聯邦當局決定の賃銀率を受けつゝある同州の労働者は勢ひ不満ならざるを得ない。

二、生活標準決定とハーヴェスタ賃銀の吟味

前章に於て聯邦裁判所が一九〇七年以來ハーヴェスタ賃銀標準を維持し來たれる事を述べた。即ち同裁判所は一九一三年以後、聯邦統計局の定期に發表する生活費變動指數を用ひ、ハーヴェスタ賃銀を現在の生活費に對し調節してハーヴェスタ生活費標準を維持し來たつたのである。而して一九二一年以後は、其判決中に生活費の變動に従ひ定期に賃銀率の改訂を行ふべき規定を挿入する事を常として來た。本來統計局の生活費指數なるものは、何等特定階級の標準生活を考慮するものではなく、すべての階級を通じて一般普通に購入せらるゝ物件を選定し、斯る物件と關聯して貨幣價値の變動を表すものである。聯邦裁判所は此指數を以て、相當正確に労働者生活費の變動を表すと認むるが

故に、基本賃銀改訂の基準として使用するのである。果して統計局の生活費指數が労働者生活費の變動を表すものであらふか。吾々は此處に於て統計局の生活費指數を吟味する必要を見出す。

先づ此指數の算出法を一瞥するに、此方法は所謂「總和費用算出法」Aggregate Expenditure Method と稱せらるゝものであつて、最も一般普通に購入さるゝ物件を選定し、次に選定されたる數個所の特定區域に於る代表的小賣商に就きて其物件の最も多く賣らるゝ價格即ち代表價格を求め、數個の代表的小賣商より同様にして得られたる代表價格を平均して平均代表價格を求め、更に之等物件の一國に於る一年の消費量に依りて此平均代表價格を加重して加重平均代表價格を算出し、最後に同様の方法にて選定せられたるすべての品目に就いて得られたる加重平均代表價格の總和を、他の年の同様にして得られたる總和と比較するものである。聯邦統計局に依つて指數算出の爲め選擇せられたる商品は、乾物荒物類(麵包、小麥粉、茶、咖啡、砂糖、米、沙穀、ジャム、オートミール、乾葡萄、種無乾葡萄、澱粉、藍、蠟燭、石鹼、馬鈴薯、玉葱、燈用石油)、搾乳場製品類(牛乳、牛酪、乾酪、鶏卵、豚胴燻肉、同肩燻肉、同腿燻肉)、肉類(牛、羊、豚の腰、肩、肋、腹、脇腹、脛、腿等、燒肉、鹽漬肉等)及家賃であつて、明に労働者の生活費用項目の全部を現して居ない。即ち一九一四年の調査に依れば是等費用項目に對する支出は普通世帯の總支出の約六〇%に當つて居り、殘額四〇%は衣服に對する支出約一三%燃料及燈火に對しての約四%雜費としての約二二%より成ると見積られて居る。且又元來統計局の生活費指數は何等特定階級の標準生活を考慮するものではないのである。而も猶聯邦裁判所が此指數を以て賃銀の調節を行ふは次の如き理由に依るのである。

一九一二年二月聯邦統計局の最初の生活費指數が一九〇七年より一九一二年九月までの期間に對して發表さるゝや、ヒギンズ判事は之を以てハーヴェスタ賃銀を騰貴せる生活費に適合せしむべき適當の基準と認められた。其以前は同判事は生活費騰貴の事實を認めながら、斯る生活費變動に賃銀を適合せしむべき適當なる方法なかりしが故を以て、些少の賃銀増額を與へたに過ぎなかつた。斯くしてヒギンズ判事は一九一三年に生活費指數に依る最初の賃銀調節を行つたのである。統計局の指數算出に含まるゝ商品は、前述の如く労働者階級の全消費品を含むものでなく、却つて普通には労働者の消費せざるものをも含むで居る。併しヒギンズ判事は反對の事實が證明せられざる限り此處に選定されたる物件に對して貨幣價值の下落せる時は、一般に他の商品に就ても同様の下落あるものと假定するのである。従つて労働者生活費中食糧費、家賃等を含む六〇%に變化ある時は、衣服費其他を含む四〇%にも同様の變化あるものと假定し、此指數を用ひて基本賃銀の調節を行ふならば、基本賃銀と生活費との關係は常に同一率に保たれると看做すのである。

基本賃銀の此調節法に就ては幾多の批難が存在する。先づニュー・サウス・ウェールズ州のヘイドン及エドマンズ W. Edmunds 兩判事は、眞實の生活費は伸縮性を有するものであつて或程度まで還境に適合し得るものであるに反し、生活費變動指數は斯る伸縮性と無關係のものであつて、殊に戦時に當り物價が變態的となる時の如きは、生活費指數の示す所は眞實の生活費と著しく乖離する事を指摘した。是は統計局長ニッブス氏 G. H. Knibbs も是認する所であつて、此故にヒギンズ判事及パワーズ判事も生活費指數を用ひつゝも餘りに嚴密に夫に従ひ過ぐる事を避けた。パワーズ判事の

擧げたる例を引いて見るならば、豚肉の價格は戦争開始以來約二倍となつたに比し、他の肉類の價格は同程度の騰貴を來たして居なかつたのであるから、豚肉は此際贅澤品と考へ、生活賃銀決定に際して夫を考慮に入るゝ必要がない。何となればパワーズ判事の意見に従へば、労働者は豚肉を攝らずとも従前通りの安穩程度を維持して生活し得るし、又他の肉類を攝る事に依つて従前通り労働し得るが故である。故に戦時及戦後は統計局の生活費指數の示すと精密に同じ割合には基本賃銀は増されなかつたのであつた。更に又サウス・オーストラリア州のブラウン判事 Jethro Brown は、統計局の生活費指數に於る各種物件の加重が全階級の消費量に基いてなされて居る事の不當なるを指摘した。即ち同判事に従へば、全階級の必需品と看做さるゝ物件の範圍内に於てさへ、各階級間に於て所得の異なるに従ひ各必需品相互間の比較的消費額が相違するものであるが故に、生活賃銀の調節に斯る生活費指數を用ふる場合には慎重なる考慮を要するのである。

是等の批難に比して更に根本的な性質を有する批難は、生活費の六〇%なる食糧費及家賃等に關する指數が、他の四〇%に於る變動をも示すものとする推定の拒否である。但し此食糧費及家賃等生活費指數算定に含まるゝ費用項目が全生活費の六〇%を占むる事は、一九一九年の基本賃銀調査委員會第二回報告(一九二一年四月)に依つても證據立てられて居る。即ち同報告に従へば、一九一四年より一九二〇年に至る期間に於て濠洲六大都市(シドニー、メルボルン、ブリスベーン、アダレード、パース、ホバート)に於る家賃及食糧費の總生活費に對する割合は、最低のホバートに於て年平均五九・五%最高のシドニーに於て五九・八%であつた。他方統計局指數算出に含まるゝ項目は家賃

及食糧費のみならず、食糧以外の乾物荒物額(澱粉、蠟燭、藍、石鹼、燈用石油)を含むで居るのであるから、統計局の指數算定に含まるゝ、費用項目は生活費の六〇%に極めて近いのである。併乍ら此六〇%と殘部の四〇%とに對し物價變動が同じ方向に同じ比例を以て行はるゝ、や否やに就ては、以上の如き裏書を與へられず却つて反對の事實が示された。即ち此調査委員會第一回報告(一九二〇年十一月)に依つて進言される所に鑑み、聯邦統計局は從來の如く食糧品、家賃、乾物荒物類のみに止まらず、衣服及其他の小賣物價をも加算し、生活費の全部に對する指數を三〇都市に就て賃銀調節の目的の爲め年四回發表する事となつた。食糧費及家賃等に就ては、家賃を從來はすべての家屋に就ての平均なりしを今回は四又は五室の家屋のみに就て算出したる事を除き、すべて從來の生活費指數算出に用ひし儘の項目及加重に依り、衣服及其他費用項目及其加重に就ては、主として調査委員會の示す所に従つた。斯くして算出せられたる總生活費指數が從來の一部生活費指數の依據し難き事を示す一例として、次の如き場合を擧げる事が出来る。即ち一九一四年一月及一九一七年に於るシドニーの總生活費指數を比較すれば、

	一九一四年(十一月)	一九二七年	増加率
食糧費、乾物及荒物費、家賃	一〇五六	一六一八	五三%
衣服費	一〇〇二	一二四二	二四
其他雜費	一〇二二	一四〇〇	三七
總生活費	一〇三七	二四八八	四三・五

而して一九一四年に於ける聯邦裁判所のシドニーに對するハーヴェスタ標準賃銀は五八志一九二七年の夫は八八志即ち五二%の増加率である。即ち賃銀の増加は此期間の食糧費乾物及荒物費、家賃の合計と略々同率の増加を見て居るが、前表の示す通り斯る増加は合理的に非ず、眞實は總生活費の増加率即ち四三・五%の増加があるべきであつた。換言すれば一九二七年のハーヴェスタ標準賃銀は八八志ならずして八三志の筈だつたのである。ヒギンズ判事及パワーズ判事も食糧費及家賃等についての關したる指數に基きて生活賃銀を上下する事の不適當なるを屢々承認し、パワーズ判事は一九一六年の一爭議仲裁に際し、戦後正常状態の回復を俟ちて生活賃銀決定の爲めの新しき調査が行はれねばならぬとの意向を洩したる程なるに拘らず、一九二一年の前記の如き調査ありし後の今日と雖も未だに舊來の一部生活費指數を用ひて居る。新しき基礎に依る生活費指數は特に賃銀調節の目的の爲めに算出せられるものであつて、アンダスン氏 George Anderson に従へば、舊來の食糧費乾物荒物費及家賃(總ての家屋に對する)のみに關する指數の使用を廢さねばならぬ事は一個の常識に過ぎぬのに、如何なる理由に依つてか未だに舊方法が固守されて居る。其結果如何と云ふに、總生活費と聯邦統計局指數の一部生活費との増加率が相違すれば、基本賃銀は生活賃銀の原則から此相違だけ離れる事となり、一部生活費の増加率がより大なる場合は労働者は利得し、其反對の場合には労働者は損害を蒙るのである。

戦時及戦後の賃銀決定に對し労働者側の不満の聲が餘りに大であつたから、聯邦政府は一九一九年に聯邦基本賃銀調査委員會を任命した。其目的は(一)夫婦及一四才以下の兒童三人とよりなる一世帯の通常生活費の總べての費用項目を包含し合理的なる安慰標準に合致する所の現在の實際生活

費及夫を形成する費用項目と消費量(二)過去五年間各一年毎の之に照應する生活費算出、(三)基本賃銀額を貨幣購買力の騰落に自動的に調節する方法、の三點に就て調査をなさしむる事であつた。委員は七名より成り其内三名は労働組合の指名三名は雇主組合の指名する所であり、此六名に依つて選ばれたるピデントン氏が委員長として任命された。此委員會は一九二〇年一月第一回報告を、一九二二年四月に第二回報告をなした。前記三點の調査事項の中第一點に關する報告を要約すれば次の如くである。

先づ家屋に就ては、次の如き状態を以て典型的労働者家族の住居に於る合理的安慰標準の要件と認められた。即ち五室を有する事、土地に相當の餘裕ある事、相當好適なる環境に在る事、充分堅牢なる事、浴槽、炊事釜、洗濯桶等の設備あるものを必要として居る。次に扶養を受くる子女に就ては、典型的家族は一〇才六ヶ月の男兒、七才の女兒、三才六ヶ月の男兒よりなるものと推定した。是等の年齢は種々の年齢の三人の兒童に對する衣服及食糧費の平均點を表すものなのである。衣服に就ては、布地の相當丈夫にして良質なる事、相當外觀もよく身體に適ふ事、等を必要とし、眞に必要な以上の衣類は全然之を無視した。又食糧品に就ては、熱量即ちカロリーを以てのみ食糧品の必要量を正確に現す事を得るものとし、食糧品の要件として、體温と精力とを與へ組織の更新に依つて體重を維持し更に兒童を發育せしむるに充分なる熱量を有する事、適當量の蛋白質脂肪質炭水化物を有する事、相當美味にして消化し易き食事の調理に充分なる種類ある事、食糧品の種類は一般に社會の慣習に従ふべき事、等を擧げた。斯くして委員會は營養研究の權威アトウター氏 Alwater

の意見に従ひ、三、五〇〇キロカロリーを以て適度の筋肉労働に従事する成年男子に必要な一日の熱量と看做し、而して同様にアトウター氏に従つて、成年男子の一、〇〇〇キロカロリーに對して婦人は八〇〇、一〇才の男兒は六〇〇、七才の女兒は五〇〇、五才以下の兒童は四〇〇キロカロリーを必要とした。即ち次の如き食糧品を以て夫婦及一〇才六ヶ月、七才、三才六ヶ月の三人の兒童よりなる典型的労働者家族に對する一週間の必要量と決定したのである。

項目	數量	蛋白質(瓦)	脂肪質(瓦)	炭水化物(瓦)	熱量(キロカロリー)
麵包	二〇 封度	七二六	一〇八	四、七六二	二二、五二〇
小麦粉	三 同	一五七	一四	一、〇二〇	四、九五三
オートミール	一・五同	一一〇	四九	四六〇	二、七八七
米	〇・五同	一八	一	一七九	八一六
砂穀及玉黍粉	〇・五同	一八	一	一七九	八二六
鶏卵	一打	八一	六五	—	九二二
牛乳	一ギャロン四分ノ三	二七〇	三一七	三九七	五、六八八
砂糖	五・五封度	—	—	二、四四四	一〇、二三〇
シヤム	二 同	五	一	四五二	一、八九〇
糖蜜	〇・五同	五	—	一四三	六〇八
牛酪	二 同	九	七六九	—	七、二〇八
牛肉	八 同	五五〇	五二一	—	七、一〇〇

(適度の脂肪肉と脂肪少き肉との中間)

品名	單位	數量	金額
羊肉	四 封度	二三六	四三四
魚類	二 同	一六七	三九
豚燻肉	〇・五 同	二二	一三六
果物(新鮮)	八 同	一八	七
乾葡萄	〇・二五 同	三	四三五
小粒同	〇・二五 同	三	九〇
馬鈴薯	一一 同	二	七一
玉葱	一一 同	九〇	七三四
野菜	八 同	三三	三七
茶	〇・五 同	三三	一四七
咖啡	〇・二五 同	三三	八〇〇
一週間總計		二,五二三	一一,五五〇
男子一日に就き		一〇九	五〇〇
		一〇七	三,四九九
		二,四八一	八〇,八二三

家賃衣服食糧以外の費用に就ては、燃料及燈火、食糧品以外の乾物及荒物、家庭用具類帷帳掛布類及陶器類の更新、勞働組合、共濟組合、醫藥、齒科醫、家庭手傳人、新聞、文房具、切手、休養、娛樂、圖書、煙草、理髮、乘車、學校、等に對する費用項目を認めた。斯くして以上の諸要件を満足せしめた夫婦及一四才以下の兒童三人より成る世帯の合理的安慰標準に合致する實際生活費として、調査委員會は一九二〇年一月六大都市に對して次の如き數字を得た。

品名	單位	數量	金額
家賃	一 〇 六	一 二 〇	〇 一 七 〇
衣服費	一 九 〇	一 七 〇	一 六 〇
食糧費	二 六 一・五	二 六 八片 ^{四分} _三	三 一 五 二
雜費	一 〇 二・五	一 四 一 〇	一 一 二 五
計	五 一 六	六 五 一 七 〇片 ^{四分} _三	六 二 五 五
一九二四年	三 七 九	三 一 二 六 三	四 一 一 三 一

聯邦統計局の生活費指數を用ひて基本賃銀の調節を行ひ、ハーヴェスタ賃銀標準を維持する事の困難なるは、前述せるが如く基本賃銀調査委員會に依つて明にされた所だが、今ハーヴェスタ賃銀其物も此調査委員會の報告に依つて批難を受くる事となつた。同委員會多數報告に従へば、(雇主側委員の二名は此點に就き意見を異にしたが故に)、ハーヴェスタ賃銀は其裁定當時に於てすら合理的なる生活標準を保つに足るものなりし事の確證は一もないのである。且又ハーヴェスタ賃銀は極めて不完全なる調査に基いて裁定された。即ち食糧に就ては調査された九世帯に就て其食糧が充分であつたと云ふに過ぎず、家賃は、不満足なる證據に基いて七志とされたのであり、其他の費用に就ては全く證言が徴せられなかつた。又委員長ピディントン氏は其著The Next Step: a Basic Family Income, Melbourne, 1922, p. 15 に於て、一家五人より成る典型的家族の生活費の内、約七割は夫婦のみに對する費用他の一割宛が三人の兒童の各々に對する費用であり、生活費總計五磅一六志と

すれば其内四磅が夫婦のみに對する費用である。一九〇七年のハーヴェスタ賃銀は同調査委員會の採用したる新生活標準に依れば二磅二志に非ずして二磅一三志八片であるべきだったので、其七割即ち一磅一七志七片は夫婦に對する費用兒童三人に對する費用は各々五志四片宛の筈であつた。故に實際のハーヴェスタ賃銀額たる二磅二志は事實上夫婦と兒童一人とを養ひ得たに過ぎなかつたのであると述べて居る。今一九二〇年九月に於るハーヴェスタ標準賃銀と調査委員會算定の前掲賃銀額(一九二〇年一月)とを比較して見るに、

	ハーヴェスタ賃銀	基本賃銀調査委員會賃銀
メルボルン	四 志	五 磅
シドニー	一三 志	一六 志
ブリスベーン	四 〇	一七 〇片四分ノ三
アダレード	四 〇	六 六
パース	四 九	五 五
ホバート	四 〇	五 一六
	一三 〇	一三 一
	一三 〇	一一・二五

而も此ハーヴェスタ標準賃銀も實際に於ては其當時支拂はれては居なかつた。戦後其當時に至るまで物價の騰貴が余りに急速且繼續的にして賃銀調節が夫に追從する事困難なりしが爲めであつて、此事實は一九二二年の或判決に於てパワーズ判事も認めたる所であつた。

併乍ら前掲の表の示すが如く此調査委員會の算定生活費はハーヴェスタ標準を離るゝ事余りに甚

しかりしが爲め、聯邦總理大臣は統計局長ニッブス氏に對し果して斯る賃銀の支拂は實現可能なりや否やに就き意見を求めた。統計局長は之に對して、利潤として雇主に歸屬しつゝある部分を含め國中一切の生産額を充つることも、若しも夫を労働者間に均分するならば、一週五磅一六志の賃銀には達しないと答へた。又此調査委員會第二回報告の提出後數日にして、委員長ビディントン氏は聯邦總理大臣より此報告に關する數項の質問に答申する事を要求された。質問第四は、全労働者に對する基本賃銀を五磅一六志となす事の内外産業に對する影響如何であつて、ビディントン氏は次の如く答へて居る。即ち氏に従へば、一、〇〇〇、〇〇〇人の労働者に對して現在四磅の基本賃銀が支拂はれ居るものとすれば、之を五磅一六志に増加するには産業は九三、〇〇〇、〇〇〇磅の賃銀支拂増加を負擔せねばならぬ。聯邦の總生産額は最近の數字(一九一八年)に従へば二九八、〇〇〇、〇〇〇磅であるから、産業の此負擔増加は一九一八年の全生産額の約三二%を占めるのである。但し一九一八年後物價は一般に騰貴したが故に、此率は事實上之よりも低き事は確實である。斯くして生ずる主要産業の製品價格増加は、輸出品製造業にとり致命的の打撃を與ふるものである。國內産業に於ても斯る賃銀増加は製品價格を高價ならしめ、關稅の著しき引上に依る保護の無き限り外國産業の競争に堪えぬであらふ。又質問第五の全労働者に五磅一六志を支拂ふ事の物價及望まじき安慰標準の實現に對する影響如何に就ては、ビディントン氏は答へて、「縱令全労働者が一週五磅一六志の支拂を受くるとも、委員會に依つて定められ而して現在は一週五磅一六志にて到達せらるゝ生活の安慰標準を、三人の兒童ある家族に繼續して與ふる事は明白に不可能である。何となればこれは斯る賃

銀支給の結果物價騰貴を來たすが故である。」と述べて居る。

此調査委員會の報告は、夫が發表さるゝや濠洲全土に大なる反響を惹起した。労働組合側は此報告の決論に従つて基本賃銀を新しく決定する事を強硬に主張し、一方之に反して此報告を批難嘲笑する人々もあつた。併乍ら聯邦當局は前述の如き統計局長の意見及委員長自身の意見に鑑み、何等此報告の結果を實際に適用せんとする所はなかつた。聯邦裁判所に於ても労働者側は五磅一六志を基本賃銀として判決さるゝ事を主張したが、未だ如何なる場合に於ても聯邦及州裁判所は五磅一六志を以て基本賃銀と認めぬのである。一九二一年五月の一判決に於るヒギンズ判事の意見に依れば、熟練労働には必ず不熟練労働より高き報酬を與ふべきであるが故に、基本賃銀は最下層労働者を標準として定められねばならぬ。而るに此委員會の算定したる生活費は、全労働者階級に共通なる必要物を考慮して定めたる生活の合理的標準に對するものであるから、基本賃銀として看做すには標準が高きに過ぎるのである。同年九月の瓦斯業争議仲裁に於てパワーズ判事も右と同様の意見を陳べて居り、同判事に従へば、當時に於て五室又は其以下の家屋に住む家族は五七四、二二九世帯あり、其内僅一九〇、二二五世帯即ち約三分の一が五室の家屋に住むに過ぎなす。同様に同判事は衣服費、食糧費、雜費等に就ても委員會と意見を殊にした。而して同判事は結局此委員會算定の生活費は基本賃銀決定の基準としては非實際的にして使用する事を得ず、從來の儘のハーヴェスタ標準を以て「公正にして實際的なる最低賃銀」と看做し、之を繼續する事に決した。此報告發表の當初に於ては熱心に新基本賃銀の採用を要求したる労働組合側も次第に其熱烈さを失つたやうに見えた。

三、基本賃銀の調節

以上を以て濠洲に於る基本賃銀とは如何なるものか、夫は如何なる基準に依つて算定されるか、夫に對して如何なる批難が存在するか、等を略述し終つた。次に此處に述べやうとする所は、斯る基本賃銀を相異なる時と時との間及相異なる地方と地方との間の生活費の相違に調節する方法である。本稿の冒頭に言及したるが如く、濠洲に於る基本賃銀は如何なる労働者に對しても一定標準の生活を保證せん事を目的として定められたる生活賃銀である。然るに時を異にするに従ひ地方を異にするに従ひ其一定標準の生活を營む費用も變化する。故に基本賃銀を斯の如く相異なる環境に對して調節する事が必要である。換言すれば相異なる時又は地方に於る實質基本賃銀を同一ならしむるが爲めに貨幣基本賃銀を變化せしむるのである。

相異なる時の間の調節は前章に殆ど述べ終つたから此處には二三の取残された點を簡単に述べやふ裁判所が賃銀裁定を行ふに當つて、最初は判決前の一曆年の生活費指數に基いて之を行つたが、一九一八年パワーズ判事に依り判決前最近の十二ヶ月の生活費指數を以て之に代えられた。斯く一年間の生活費指數を根據としたる理由は、判決は通常一ヶ年の期間に對してなされ、其一ヶ年の生活費は判決前の一ヶ年の生活費と大差なき事が假定されたからである。更に一九二一年以後の判決には統計局生活費指數に依つて賃銀を時々自動的に調節する規定が含まるゝを常とした。從來判決の改訂に依つて賃銀率の改訂を行つて來たが故に賃銀率の改訂は速に簡單に行ふ事を得なかつたが、

定期的に生活費指數の示す所に従つて改訂を行ふ事となつてからは此障碍は除去された。而して一九二三年には賃銀決定は判決に先づ四半年の生活費を以てし、且つ四半年毎に生活費指數の變化に應じて賃銀の改訂を行ふの規定を判決に含める事が裁判所の方針として全判事に依り決議された。但し之は事實上既に普通に行はれて居た所だつたのである。一九一一年の指數を一〇〇〇とすればハーヴェスタ判決の一九〇七年は八七五であるから、ハーヴェスタ賃銀たる四二志を以て之を除し、其商に従つて、生活費指數の約二〇ポイント六分の五に就き一志の割合にて賃銀を増加せしめるのである。

統計局生活費指數に依る此生活費滑準法に就ては種々批難ある事は前章に述べたが、更に其主要なるものを此處に擧ぐれば、先づ第一に統計局の生活費指數は賃銀算出の基礎として不適當なる事、第二に賃銀増減と事業の繁閑盛衰とが直接には無關係なる事、第三に實質賃銀が固定し其増加をして極めて困難ならしむる事等であるが、尙其他にも四半年毎の改訂は頻繁に過ぐる事の批難もある。一九二五年には副裁判所ウエッブ氏 Noel Augustin Webb は、醸造業の雇主及雇人の双方より、判決中に四半年毎の賃銀改訂の規定を含めざる事を要求された。判決存続期間は一ヶ年にして其間彼等は賃銀を變動せしむる事を欲しなかつたのである。何となれば斯業に於ては一年の初めに原料たる麥芽の供給者と一年にわたる契約をなすを常とし、従つて労働費の如きも其一年間一定なるを要するのであつた。ウエッブ氏は此願ひを容れた。

次に異なる地方間の賃銀の調節であるが、濠洲各地間には生活費に著しき相違が見出されるが故に若しも聯邦裁判所が濠洲全土を通じて均一の賃銀率を定むるならば、等しき賃銀を受くる労働者が地方を異にするに従ひ、其生活標準を異にする事を余儀なくされるのである。裁判所は故に出來得る限り賃銀を修正して各地方の相違せる生活費に適應せしめ、斯くして全國を通じて統一せる生活標準を維持せんと努めねばならぬのである。而して此場合に於ても、一九一二年以後聯邦統計局に依つて濠洲三〇都市に對する生活費統計が發表せられる事となつて以來、聯邦裁判所の判事は始めて各地方間に賃銀を調節すべき適當なる基準を得る事が出來たのである。而して一九一三年には統計は一〇〇都市に就て發表さるゝ事となり、更に一九一五年以後一九二二年までは一五〇都市に就て、一九二三年以後は二〇〇都市に就て生活費調査の結果が年四回定期的に發表さるゝ事となつた加ふるに統計局は、裁判所の爲めに屢々斯る調査に含まれざる地域の生活費調査をも特に行ふのである。

異なる地方の間に賃銀を調節する場合に於ては、都會に於る産業と地方に於る産業との間の賃銀調節が、多少問題を提供して居る。裁判所は斯る場合普通に生活費指數を用ひて算定するに止まらず、競争者としての都會の産業と地方の産業との相對的有利不利を考慮して生活費指數の示す所を多少補正するのである。地方に於る産業は交通運輸の便及賃率其他の點に於て、一般に都會に於る産業と比して不利益なる立場にある。若しも都會と同率の賃銀の支拂を要求せられたならば、斯る産業は競争に堪え得ず、都會へ移るか或は全く閉鎖してしまふかである。併乍ら一九一九年の裁縫業に對する基本賃銀判決に於てはヒギンズ判事は此原則を離れ、裁縫業は其性質上都會産業であるか

ら、實際的目的より考へ賃率を都會を標準として定むる事を可とし、六大都市に對する加重平均生活費より一週間四片半低き六五志なる率を全國に對して均一に決定したのである。又羊毛剪斷人に對しては、一九二六年パワーズ判事は、斯る勞働者は其職業の性質上一地方に定住するものならず、季節を過ぐれば都會に歸るものなるが故に都會賃銀率に従つて賃銀を裁定した。又此上に裁判所は、都會と地方との生活費の差額を其儘賃銀の差額とせざる他の一理由を有する。一九二四年の一判決に際しウエップ判事は、都會と地方の生活費の相違は主として家賃の相違に基くものである。食糧品其他に對する費用は都會も地方も大差ないのであるが、統計局の指數は生活費の六〇%のみに關するものであるから、家賃に於る差額が誇大に數字上に現れる。例へばメルボルン市と同じヴィクトリア州の一小都會ベンデレイゴ間の家賃の相違は六志であるのに、生活費總額の差は一二志しかない。又パワーズ判事は僻地其他特に不利益又は利益を有する地方に對する賃銀は、之等の利益不利益を考慮して統計局の指數を其儘には用ひぬ事を述べて居る。尙又統計局の生活費指數が示す以上の賃銀率を地方に課する事が意外の結果を齎す事あるは、次の場合に依つて示されて居る。パワーズ判事は一九二四年に機械工業賃銀に關し判決を與へたが、ヴィクトリア州の小都會ギーロングに對する最低賃銀をメルボルンの最低賃銀たる四磅四志六片より一志六片低く、四磅三志と算定した。(後述するパワーズの三志を含む)併し生活費指數より計算すれば三磅一七志六片の筈であつた。而して此判決には、ギーロング最低賃銀は年四回生活費指數に依つて改訂さるべき事が規定されてあつた。此規定に従ひ一九二六年二月一日に一九二五年最後の四半年に對する指數に従つて改訂が行は

れ四磅九志となつた。併し生活費指數に従へば四磅三志なるべき筈であつた。而るに當時メルボルンに於る機械工業の最低賃銀は四磅七志であつて生活費はメルボルンよりも低く而も最低賃銀はメルボルンよりも高き結果となつた。是は云ふまでもなく此期間のギーロングに於る生活費騰貴がメルボルンに於るよりも急速であつた事と、最初裁定されたる賃銀が生活費より五志六片も高く定められた事との二理由に因るものである。若しもメルボルンの如き主要都市に於る賃銀率と同じ比例を以て増減せしめんとするならば、パワーズ判事のなせる如く賃銀裁定後の改訂を當該地方に對する生活費指數に準ぜしめず、メルボルンに於る指數に準ぜしむべきである。

一九二六年副裁判長クラック氏 John O'Clock は此パワーズ判決中の賃銀調節規定の修正を要求せられたるに際し、斯る規定は他の判決中にも普通に見らるゝ所であり、又裁判長の判決を覆すを好まず、且又斯る規定に依りて一度勞働者に與へたる權利を再び取上ぐるが如き判決を下すを欲せずとして此要求を拒絶した。

四、「パワーズの三志」

一九二一年以來「パワーズの三志」と稱せらるゝ一週三志の追加が聯邦裁判所の基本賃銀に關する判決の殆ど總べてに規定せられて居る。其當時より賃銀に關する判決は四半年毎の生活指數に依る自働的改訂の規定を含むを常として居る事は前述の如くであるが、此四半年毎の改訂の中間期に生活費變動に依つて實質賃銀が生活費以下に低下する場合あるを認め、之に備へんが爲めにパワーズ判事が同年末の瓦斯業に對する仲裁判決に斯の如き規定を挿入した。其後一九二三年に聯邦仲裁裁

判所全法廷の決議に依り、此規定の挿入は裁判所の方針として確立された。従つて夫以來は例外的の場合を除くの外、常に「パワーズの三志」がハーヴェスタ標準賃銀に附加さるゝ事となつたのである。此處に例外的なる場合とは即ち労働者が賃銀以外に何等かの特權を與へられて居り夫が爲めに三志以上の實收を享受しつゝあると見積らるゝ場合(例へば交通従業員の無賃乗車權の如き)及經營困難にして斯る追加を支拂ひ得ざる事が立證せられた場合等である。尙一九二八年の裁縫業に對する判決に於てドレイキプロックマン判事 E. A. Drake Bookman は同業労働者の季節的失業を償ふが爲め四志を追加し、パワーズの三志を追加しなかつた。但し此場合實際上には大差が無い事明である。又デスリッチ判事 G. J. Dethridge は一九二七年の牧畜業に對する判決に於て、次に述ぶる雇主等と同様に「パワーズの三志」追加を不當と看做したが故に其判決に同規定を含めなかつた。

「パワーズの三志」は以上の例外を除きて常にハーヴェスタ標準賃銀に附加されるのであるが、果して斯の如き追加は是認さるべきや否や。雇主側は四半年と云ふ短期の改訂を規定しある以上斯る追加は不當なりと主張する。而して一九二七年にはビビ判事 G. S. Beby も、若しも改訂が一ケ年毎であつたなら斯の如き追加は許さるべきであるが、四半年の如き短期に行はるゝ場合は斯る追加の理由を認め難いと述べて居る。併し縱令改訂が一ケ年一回としても、アンダスン氏に従へば、生活費が常に昂騰を続け而も其昂騰が急速なる場合でなければ斯る追加を正當視する理由は殆どないのであり、而も實際に於て斯の如き生活費騰貴は例外的の場合にしか有り得ぬのである。又過去の實際生活費騰貴の調査の結果も斯る追加の不當なる事を示して居るものゝ如くである。即ち一九

一九年より一九二〇年に至る期間に對するデラム氏 DeLam の調査に依れば、其期間を通じて若し此三志の追加がなき場合には、賃銀はハーヴェスタ標準よりメルボルンに於て一週九片六大都市平均八片三分の低下を見、一九一八年—一九二二年の期間に於てはメルボルンに於て一週一〇片の低下を見たであらふ。又一九二七年の仲裁裁判に於て提出された一調査報告に依れば、一九二七年二月に先づ四ヶ年半の期間に於て、一週二片半が基本賃銀に追加さるゝならば其期間の賃銀改訂の中間期に於る貨幣價值の下落のすべてを償ふに充分であると算定し、聯邦政府の勞働統計係長なるサトクリフ氏 J. T. Sutcliffe の同期間に對する調査は一週五片と見積り、更に一九二八年の一仲裁裁判に提出された一調査報告に従へば、一九二三年より一九二八年に至る期間に於て、「パワーズの三志」の追加が無かつたならばメルボルンにては低下全くなくシドニーに於ては一片四分の三の低下があつたと算出して居る。此最後の數字は聯邦統計局長も認むる所である。事實が果して以上の如くであるならば、「パワーズの三志」は現在の毎四半年賃銀改訂の規定の下に於てハーヴェスタ標準維持の爲めに必要なるものではない。然らば何故裁判所は此追加を廢止せぬのであらふか。パワーズ判事は一九二五年に於て、初期には前記の如き目的を以て三志追加をなしたが、後には之に依つて永久的の賃銀引上を行ひたるものであるとの意見を述べて居る。併し此見解は直ちに次の如き疑問を生ぜしめる。即ち何故にパワーズ判事自身も屢々同意且つ満足の意を表しつゝあるハーヴェスタ生活標準が、三志だけ永久的に引上げられねばならぬかとの疑問である。併乍ら此三志追加を以て永久的のものと看做すはパワーズ判事のみであつて、他の判事に依つては一時的應急手段と考へら

れ従つて雇主側は其廢止運動を繰返すのである。現在斯る批難あつても拘らず未だに聯邦裁判所が此三志追加を繼續しつゝあるは、是が二九二一年以來慣例となりしものなる事及此問題の解決は必然に基本賃銀の再吟味を必要とするに至る事との二理由に依るものであつて、裁判所が必ずしも此慣例に満足せるものならざる事は明である。基本賃銀の再吟味は極めて困難なる大事業にして裁判所は斯る大事業に着手する余裕がない。クイック判事の如きは一九二二年の仲裁判決に於て、縦令斯る三志追加が實際に過大なりとするも労働者に過小額を與ふるの過をなすよりは過大額を與ふるの過をなす事を以て満足せねばならぬと述べて居る。

以上を以て濠洲に於る基本賃銀たる生活賃銀の決定、其吟味及其實施に關する諸問題を大體述べ終つた。次章以下は作業の性質、環境、其他の條件に従つて此基本賃銀の上に附加せらるゝ額の統制を略述しやふ。

五 基本賃銀と最低賃銀

濠洲に於ける基本賃銀は、一地域内に於て産業又は職業の如何を問はず如何なる労働者にも適用さるゝ生活賃銀であるが、仲裁裁判所は更に一職業又は一等級の労働者のみに支拂はるゝ賃銀の基本標準額を裁定する。斯る賃銀は濠洲に於て最低賃銀と稱せられる。即ち仲裁裁判所は一職業又は一労働者階級の全員に適用さるゝ賃銀最低額を決定し、各個別労働者の特殊技能に對する追加報酬は之を雇主と労働者間の自由交渉に委すのである。而して此最低額は、最下級労働者の場合に於ては基本賃銀と一致するが、其他の場合に於ては基本賃銀額以上なる事明である。此場合の基本賃銀と最

低賃銀との差額は濠洲に於て補足賃銀 Secondary wage 又或は熟練差額 Margin for skill と稱せらるゝものである。即ち一職業に必要な熟練、體力其他の性能に對して支拂はるゝ差額であるが、此場合の熟練とは單に仕事をなす上に巧妙なる事を意味するのではない。如何なる作業と雖も夫をなすに多少の巧妙さを要する事は明である。此處に云ふ熟練は之と異り、徒弟として相當長期間(四年乃至五年間と普通認定されて居る)修業を経て始めて得らるゝものを云ふ。斯る熟練労働者は最下層の労働者即ち不熟練労働者に比し價值大なる事明であつて、従つて前者は後者の受くる基本賃銀以上の賃銀を受くるものである。併し補足賃銀は熟練に對して支給せらるゝのみならず、特殊の體力其他の性能に對しても支給せられる、例へばヒギンズ判事は、瓦斯業の火夫に對し同作業がより大なる體力、堅忍性等を必要とするが故を以て、構内轉轍手よりも一日二志高き賃銀を支給せしめたが如きである。又客車運轉手と貨物車運轉手、坑夫昇降機運轉手と石炭搬出機運轉手の間に其作業に伴ふ責任に輕重あるの故を以て、ヒギンズ判事は一日一志の差額を認めて居る。

仲裁裁判所判事はあらゆる産業の爭議解決に當らねばならず、其前身が機關手なりしクイック判事が同業に就て専門的知識を有したるが如き場合はあり得るとは云へ、數多の産業の個々に就て詳細なる知識を有する事は全く不可能である。然らば判事は如何にして一産業内の各作業間に等差を附し、而も斯る等差を一定の賃銀差額に見積り得るのであらふか。此點に關しヒギンズ、パワーズを始め其他の判事の言を要約すれば、判事は先づ第一に當該産業に於る慣習又は從來の雇主人間の協約の定むる所に従ふのである。何人も其産業當事者以上に其産業内の各種労働の比較的價値を

知悉するものは無いと認められ、従つて極めて有力なる反證の無き限り産業當事者の現に行ひつゝある所を變更しないのである。判事は又聯邦和解仲裁法の規定に依り二人の顧問を臨時に任命する事が出来る。補足賃銀決定に當つても此顧問を使用する場合もあるが、元來斯る顧問は勞資双方の側より一名宛任命するものであるが故に、其答申する所は兩者甚しく相違する場合多し等の理由にて實際に是等顧問より余りを多くを期待し得ず、従つて其任命を見る事は稀である。次に判事は從來の判決例を參照し、問題の職業に關する判決例のみならずこれと同等と看做さるゝ他の職業の判決例より指針を見出す事が出来る。例へば一九二四年にクック判事が、汽罐製造工の補足賃銀を求むるに旋盤工及組立工の補足賃銀を用ひたるが如くである。又裁判を受けつゝある争議當事者よりの證言も重要な資料たる事は云ふまでもない。

聯邦當局の判事が斯る補足賃銀決定に際して當面せねばならぬ困難の一は、同一作業に對して現在行はれつゝある補足賃銀額が諸州間に於て殆ど常に相違する事である。各州の同一産業間に於る慣習又は協約が相互に相違して居り、又各州當局の定めたる額が相互に相違して居る。斯の如き場合聯邦當局の判事は、基準とする所を發見するに苦しむのである。併し困難は之に止まらず、争議當事者間に各種勞働の比較的價値に對する評價の相違があり、更に争議當事者中の雇主相互間勞働者相互間にすら斯る相違が存在する事もある。斯る場合判事は其産業の事情に暗く顧問も有用でないとしたならば、判事は如何なる標準に依て「公正なる差額」を決定すべきであらふか。斯くしてアングスン氏の結論に従へば、聯邦裁判所も各州の裁判所も均しく斯る補足賃銀裁定を行ふに適當なる機關

ではないけれども、而も雇主雇人間に意見の合致を見ない場合は現在の方法に代るべき良法も無い。以上補足賃銀が如何にして決定さるゝやに就て大略を述べた。次に補足賃銀に關する若干の問題を一瞥しやふ。

從來聯邦裁判所の方針は、基本賃銀を生活費の變動に應じて改訂するに當り、此補足賃銀には夫と照應する改訂を行はざるを常として居る。併し之に對しては反對意見多く、ヒギンズ判事も、勞働者が補足賃銀を以て購入するものは殆ど生活必需品となつて居るものであるから、生活費の騰貴と共に當然補足賃銀も改訂さるべきであるとの意見であつた。併し戰時中の變態的環境の下に於ては、斯の如く補足賃銀までも生活費變動に調節する事は不可なりと一般に認められて居たのである。戰後此問題の再燃するや、ヒギンズ判事は基本賃銀と共に補足賃銀をも變化せしむる方針を採つたが、ヒギンズ判事辭任後一九二二年パウワーズ判事は、當時の不況に鑑みてヒギンズ判事の定めたる額を低下せしめた。即ちヒギンズ判事が一九二二年に定めたる機械組立工の補足賃銀一週三六志を、パウワーズ判事は一九二二年に二四志に減じたのである。(因に此二四志は之以來最高熟練工に對する補足賃銀の標準となつて居る。)

判事の多くはヒギンズ判事と意見を異にし、補足賃銀は生活費と共に變動すべきものでなく、熟練體力及其他の性能の價値即ち市場價格と共に變動すべきものであると主張する。パウワーズ判事は一九二四年の機械工に對する判決に於て、熟練、體力及其他の性能の價値に對する報酬としてより以外の根據に依つて補足賃銀を決定する事は、聯邦裁判所始まつて以來の方針に反し、あらゆる濠

洲各州の裁判所、賃銀局又は臨時に任命されたる賃銀裁定機關の常に爲し來たれる所に反するものであると述べた。併し事實は必ずしもさうではなく、熟練の價值とは全く無關係に、或は便宜上の理由より補足賃銀の増額を許さざりし場合もあり、生産法改良の結果熟練労働の必要を見ざるに至りし作業に對し補足賃銀の増額を許さざりしと共に減額をも許さざりし場合もあり、又生活費に應じて補足賃銀を改訂したる場合もあつたのである。併し一九二八年時の裁判長デスリッヂ氏は、前代の裁判長パワーズ判事と同様、補足賃銀は其労働の價值に依つて決定さるべきものとの意見を述べ、各判事は之を支持した。又裁判所は地方別の補足賃銀の相違をも許さない。全濠洲を通じて同種の労働に對し同率の補足賃銀を裁定する方針をとつて居る。此點に就てはヒギンズ、パワーズ其他の判事間にも意見が一致して居る。

次に補足賃銀に關する重要な問題の一として考へらるゝは、機械を用ひて作業を行ふに當り其作業が例へば自働的に活動しつゝある機械に原料品を支給し或は製品を受取るに留まる程度の低級労働をなす機械労働者 *Machinists or machine minders* の補足賃銀である。是等労働者は屢々其熟練體力其他其作業に必要な性能に應ずる遙に以上の高賃銀を得て居る。其理由として、斯る労働者の生産力が労働節約の機械使用に依つて著しく増加したる事實が擧げられる事がある。アンダスン氏は之に對して、斯の如き生産力増加の利益は社會全體に及ばさるべきで、其機械を使用する労働者のみに享樂せしむべきではないと考へる。又斯る機械の使用は労働を單純ならしめ習得を容易ならしめるが故を以て之に對する補足賃銀を引下げれば、高價なる熟練労働者は此廉價なる機械労働者

の爲めに驅逐せられるが故に、斯る種類の低級労働者には高賃銀が與へねばならぬとする人々もある。ヒギンズ判事の如きは其一人であつて熟練工と斯る機械労働者と同一の補足賃銀を與へた。併しパワーズ判事は斯る所論を承認しない。同判事に從へば、斯る機械労働者により低き賃銀を與へねば熟練労働者にならんとする誘因が存在せざるに至るのである。而してクック判事はパワーズ判事の所見と同意に傾き、ウェップ判事はヒギンズ判事と同様の意見を示して居る。一九二四年の機械工に對する判決に於て、パワーズ判事は労働組合側の主張を次の如く要約した。即ち労働組合の主張に依れば、機械労働者は、(一)從來熟練労働に依つてなされた同一の品物を作り、(二)最新式の機械に依つて作業を行ふ時は、從來機械に依らずして熟練工がなし得たるよりは遙かに大量の仕事を行なすが故に(三)雇主に對りて熟練工よりも大なる價值を有し、従つて熟練工と同率又は少くとも其熟練程度に比して高き賃銀を支拂はるべきである。パワーズ判事の之に對する答は同判事自身に依つて次の如く要約されて居る。即ち(一)裁判所が考慮し又考慮し得る唯一の差額は、作業に於る熟練と責任との其時の價值に相當するものである。而して此價值は、其作業に必要な熟練を獲得する爲めの修業とそれに費さるゝ時間とに基き定められる。(二)熟練其他に對する補足賃銀率は、機械に依つてなされたる仕事の量の大小に基いて支拂はれるのではない。労働組合は常に出來高賃銀制を拒否する事に依り、手又は機械の生産高に依る支拂を拒否して來たのである。(三)熟練工の補足賃銀は機械のなす仕事即ち機械の生産高の雇主に對つての價值に基いて支拂はるゝものではない。何となれば若しもさうであれば、裁判所は各個労働者の仕事の雇主に對する價值を見出す

ねばならず、其結果は賃銀を増額せしむるよりも減額せしむる事となる場合もあらふ。(四)熟練に對する賃銀率は機械に依つてなされたる仕事の量に依つて定むる事は出来ない。何となれば同様な或はより能率高き機械が英國其他に於て用ひられて居る。若しも雇主が良き機械を使用して相當の賃銀を以て生産を行はぬならば、其品物の供給を輸入に仰がねばならぬ事となり、現在相當の賃銀を受けつゝある機械労働者は全く仕事を失ふであらふ。(五)機械に附添ふ労働者の賃銀も他の労働者と同一の基礎に依つて定められねばならぬ。即ち彼の従事する階級の仕事に對して與ふべき公正なる賃銀を決定する事である。

各種労働に對する補足賃銀の等級に就て労働組合は極めて細密なる作業分類を行ひ、其夫々に個別的の賃銀決定を要求するのであるが、仲裁々判所は、相違せる作業であつても夫に必要な熟練體力其他の要素に分解を行ひ同等と認めらるゝものは、之を同一部類に纏める方針を採つて居る。例へばヒギンズが全労働を凡そ四種に分つたが如くである。即ち一九一七年の瓦斯業に對する判決に於て彼は次の如き分類をなした。即ち(一)普通に熟練工と呼ばれるもの及び或程度の責任ある作業に従事する労働者にして、一日に就き基本賃銀に六片の附加を受ける。(二)一機械の主任なるか或は他の何等かの形式にし一般労働者より卓んでたる者にして一日一志の補足賃銀を受ける。(三)火夫及其仕事と同様の仕事をなす労働者にして、一日二志の差額を受く。(四)機械組立工及旋盤工の如き最高級労働者は一日三志の差額を受ける。他の判事も之と大差ない方針を採つた。ヒギンズ判事は又、一週に就き一志の差の如き細分は、最低賃銀の原則と矛盾するものであり、愚にして且

つ非實際的であるとの所見を述べた。パワーズ判事も一九二六年に、二二種の作業に就き最低賃銀を基本賃銀と同一に定め、三三種に一日六片の補足賃銀、六四種に一日一志、三種に一志三片、一種に一日一志六片、三種に一日二志の補足賃銀を定めた。而して料理人其他二三種の労働者に對して特別の率を定めたのである。

次に一人の労働者が二種以上の作業を行ふ場合には、裁判所は此労働者が、是等作業の中にて最も高級なる作業に對する補足賃銀を支拂はるゝ事を要求する。ヒギンズ判事に從へば、若しも低級作業の補足賃銀を支給する事を許したならば、雇主は低級作業を行ふ労働者のみを雇つて、高級作業にも従事させるであらふ。此混合作業 *Mixed functions* を行ふ労働者に對しては、或場合には一日の一部高級作業をなしたるに對して其一日の高級作業に對する賃銀を支給せられ、或場合には二時間以上四時間以内は半日の高級賃銀と半日の普通賃銀、四時間以上は一日の高級賃銀が支給せられる。更に又一般に行はるゝ方法は、一週二四時間以上の高級作業に對して一週間の高級賃銀が支拂はれ其以内は實際作業時間に對して支拂はれる。

此混合作業と云ふのは、他の労働者の休業等の理由に依つて臨時に他の作業をなす場合ではない。斯く二種以上の作業をなす事が正常の状態なる場合である。最初その爲めに雇はれたる作業より高級なる作業に従事する場合は前記の如くであり、より低級なる作業に従事する場合には尙問題は簡單であつて、労働者は時々低級作業に従事するの故を以て其収入を低下せしむべきではない事は一般に認めらるゝ所である。

基本賃銀は如何なる場合如何なる労働者に對しても此以下を支拂ふ事を許されぬものである。併乍ら補足賃銀は斯の如く「神聖にして侵すべからざる」ものではない。ヒギンズ、パワーズ、其他の判事は、基本賃銀さへ守られて居るならば、産業の經營困難なる場合其他事情に依つては補足賃銀を引下ぐべき意向を明にして居る。

六、特殊作業と賃銀割増

此處に特殊作業とは、特殊の作業のみならず嚴密に云へば作業環境の特殊なる場合も含むのである。或種類の作業又は作業環境に對しては、不快不衛生其他特殊の理由に依つて、特に賃銀を増額すべきであるとの要求が屢々労働組合側から提起される。是等特殊作業又は特殊作業環境は大別すれば次の如くである。

- (一) 不快なる作業 イ、不潔なる作業 ロ、嫌惡すべき作業 ハ、塵埃、煙、有毒氣中の作業
- ニ、狹隘なる場所の作業 ホ、高温度又は低温度下の作業 ヘ、濕潤の場所に於る作業
- (二) 生命又は身體に危険ある作業
- (三) 激しき筋肉労働
- (四) 惡氣候状態の下に行はるゝ作業
- (五) 僻地に於る作業

第一の不快なる作業の内、不潔なる作業とは例へば汽罐内部の掃除作業の如きであつて、一九一一年に於て斯る作業には、汽罐外面の掃除に比して一時間六片の割増が支給されるべき事が判決され

た本來如何なるものを不潔とするか眞に不明確であつて、不潔作業に對して割増を與ふるが如きは不満足なる方法である。此事實は裁判所に依つて認められて居るけれども、而も實際的目的の爲めに、現在不潔割増が屢々判決中に規定されて居る。次に嫌惡すべき作業に就ても以上と略、同様な事が云はれ得る。特に嫌惡さるる品物、動物を運搬する荷馬車夫又は運轉手の作業の如き下水掃除の如き其例であつて、一日一志より三志半の割増を支給される。塵埃、煙、有毒氣の中の作業に就ては、前二者の場合同様に、如何なる塵埃、煙、有毒氣を以て如何なる割増金額を算出すべきかの疑問は頗る解決困難である。又他方に於ては斯る作業、状態は、取締に依つて多少改良せられ得るが故に、極めて稀にしか割増賃銀を支給せぬのである。斯くして鑄型工及化學工場、セメント工場、人造肥料工場等に働く機械工等の割増賃銀要求は不許可となり、ヴィクトリア州一炭坑に於る露天掘の坑夫に對しては、不熟練労働者の基本賃銀より一日八片多く支給された。次に狹隘なる場合に於る作業に對しては、割増の支給される場合が多い。前三者と異り此場合には、斯る特殊作業環境を定義する事は容易である。空氣の流通悪しく出入口は辛うじて身を入るゝに足る穴又は間隙であり、内部の廣さは身を絶えず屈せしめ或は坐せしめ或は其他の不自然なる姿勢にて作業するを余議なくさるゝ場所が即ち狹隘なる場所である。而して斯る場所の作業は一時間三片の割増を支給せられる。次に高温度とは一般に華氏一一五度以上、低温とは四十度以下であるが。パワーズ判事は割増の支給と共に、温度一一五度以上零度以下の場合には就業中時々休息をなす事を強制した。勿論此場合の休息時間に對して労働者は賃銀を支給されるのである。而して斯る場合の割増は、一般に一時間一

片乃至六片であり、かゝる作業を繼續する時間の長くなるに従ひて率を高くする場合もある。濕潤なる作業とは、例へば作業中絶えず膝まで水中に没する場合の如きであつて、夫々の産業に對して所謂濕潤なる場所を定義する事は比較的容易であり、従つてかゝる割増が判決に規定されて居る事も多い。殊に鑛山業の如きに於て斯る濕潤なる場所が見出されるのである。

第二の生命身體に危険ある作業に就ては、裁判所は割増賃銀の規定を其判決中に含める事を拒絶するのである。其理由はウェップ判事の述ぶる所に從へば、(一)労働者を其就業上の危険に對して保護する事は、本來仲裁裁判所の任務ではなく、他の労働者保護法の任務である。(二)賃銀を増すとも斯る危険に對して労働者を保護する事は不可能である。割増賃銀は傷害を受けて職を離れて居る労働者に對しては何の用をもなさない。(三)如何に高さ報酬を拂ふとも雇主が労働者を危険作業に従事せしむる事を裁判所は許さないのである。危険作業の主なるものは高所作業であつて、一九二二年建築業に於る高所作業に對し労働組合は一週五志乃至二〇志の割増を要求したが許されなかつた。高所とは建築業に於ては地上三〇呎以上の足場梯子屋根等の上を意味するのである。

第三に激しき筋肉労働と看做さるゝものに對する割増の要求も裁判所は之を許さない。此處に激しき筋肉労働と云ふは、作業の性質上常住的に大なる體力を要し且つ所謂熟練作業の部類に屬せしむべき何等かの要素を有するもの例へば火夫の作業の如きと異り、一時的に特に激しき筋肉労働をなす場合例へば埠頭労働者が貨物の性質に依りて時に特に激しき筋肉労働をなすが如き場合若しくは常住的なれども全く不熟練作業と認められて補足賃銀を支拂はれざるものを云ふのである。併乍

ら裁判所は斯る労働に對して實際上割増額を決定する事殆ど不可能なるが爲め、又或程度までは作業の難易は仕事の量に現れ、賃銀率を調節する事なくして労働報酬は自動的に調節さるゝが爲めに、通常割増支給の要求を許さないのである。唯例外的に特に困難なる環境の下に斯る作業をなす場合に對してのみ許して居る。例へば、ビィ判事が一九二八年に於て褐炭採掘並に露天掘の労働者に對して一日六片乃至一志三片の割増を許したが如きである。裁判所は右の如く割増制度を普通に用ひざる補足手段として、労働者の取扱ふ物の重量を制限するのである。即ち埠頭労働者、荷馬車夫運轉手等の運搬する貨物一個に就きての重量最大限を定むるが如き、又建築業労働者が一五呎以上の高所に煉瓦を搬ぶ場合一回に就き煉瓦一〇個以上を搬ばしむる事を許さざるが如きである。

次に労働者が要求する割増は惡氣候の下の作業に對するものである。ヒギンズ判事に不快なる作業等に對しても一般に割増を許さざる方針であつたが、一九二〇年ニュー・サウス・ウェールズ州のブローケン・ヒルに於る労働者が該地方の惡氣候に對して割増を要求せるも許さず、一九一八年に熱帯地方にある船員に對する割増の要求ありしも許さなかつた。同判事は、前者の場合には斯る割増は勞資間の自由契約に委すべきものとし、後者の場合には熱帯圈内に働く熱帯附近に働く大差ないが故に斯る割増は實際上決定困難であるとした。一九二四年ウェップ判事は、タスマニア西海岸のクイーンスタウンに對し一週五志の割増を許した。但し夫は實際に於て從來支給されて來たものであつた。

最後に僻地に於てなさるゝ作業に對しては、斯る孤立の地方に留まる事に報ゆるが爲め割増の與

へらるべき事は一般に認められて居るが、實際に斯る割増が與へらるゝ事は稀である。夫は前述の如く地方別に基本賃銀を調節する場合に於て、裁判所は既に此點を考慮してあるが故である。一九二五年にパワーズ判事はニュー・サウス・ウェールズ州リスゴに對して斯る根據に依つて一週七志の割増を與へた。

特殊の作業又は作業環境に對して支給さるゝ割増賃銀は大體以上の如きものであるが、判決には通例斯る割増は本賃銀と同額以上にまで累加する事を得ざるの規定がある。又或場合には數種の割増の適用さるゝが如き作業の場合にても一種の割増のみ支給する事が規定されて居る場合もある。

七、婦人及未成年労働者賃銀

婦人労働者に關する第一の問題は、男女労働者間の賃銀平等の問題である。濠洲に於ける賃銀統制の最も重要な指導原理が、基本賃銀を以て労働者の生活費を償ふに足る額に定むる事である以上は、男女間の賃銀平等は有り得べからざる事である。何となれば、男子は一般に家族を扶養する者であるに反し、婦人は一般に獨立して生計を營む者ではないからである。一九一二年始めて聯邦裁判所に男女間の賃銀の平等が要求されたるに際しヒギンズ判事が判決を下したが、此判決は爾後裁判所の方針を決定するものとなつた。之に従へば一般に男子の作業と認めらるゝもの例へば裁縫業の毛皮裁斷、男子服ブレッシング等に於ては、婦人は男子と同率の賃銀を得、一般に婦人の作業と認めらるゝもの例へば婦人服ブレッシング洗濯女の作業等に於ては婦人の賃銀を得るのである。アングステン氏に従へば、賃銀が一世帯の必要費を基礎とせず各個人の必要費を基礎として裁定せらるゝか、或は賃銀が労働價值を基礎として裁定せらるゝかに非ざれば、現在の如き不平等は徹廢不可能である。

聯邦裁判所各州裁判所共に生活賃銀の原則を婦人労働者にも適用し、其の基本賃銀を定めて居る。即ち婦人労働者の基本賃銀は、家族を離れ獨立して生活する婦人の生活費を以て定めたものである。男子の場合同様最下級婦人労働者に對する生活の公正なる安慰標準に對するもの即ち斯る労働者の正常にして合理的なる必要物を支給するに足るものである。ヒギンズ判事は一九一九年に於て婦人労働者の基本賃銀を一週三五志即ち當時の男子の基本賃銀六五志の五四%に裁定した。之より先一九一八年にサウス・オーストラリア州裁判所のブラウン判事 Jethro Brown は、男子の基本賃銀(一週五七志六片)の四八%(二七志六片)を以て婦人基本賃銀と定めて居る。一九二八年に聯邦裁判所のドレイキープロックマン判事 E. A. Drake-Brockman は慎重なる調査の結果、裁縫業婦人労働者基本賃銀を男子(四磅九志)の五五・六%(二磅九志六片)に決定した。其裁定基礎たる生活費内容は一年に付左の如くである。

下宿費	六五	〇	志	〇	片
衣服費(仕立費を含む、又手提袋、ブラッ シ類、櫛、石鹼、齒磨等をも含む)	二八	〇	二	〇	
其他(乗車、新聞、醫藥、労働組合、社交團體、 運動娛樂、教會及慈善、休日遊樂等)	二九	〇	〇	八	
計	一二二	〇	二	八	

而して同判事は裁縫業婦人労働者は種々なる原因より平均一年に付二週間半休業するものと見積

り、斯くして右年額一二二磅一二志八片を四九・五(見積労働週間數)を以て除し週基本賃銀二磅九志六片を算出したのである。

又婦人労働者は男子の場合と同様に、基本賃銀以上補足賃銀を支給されるのであるが、其額は男子に比して遙に小である。例へば裁縫業に於る男子補足賃銀が一週一八志乃至二八志であるに對し、婦人補足賃銀は五志乃至一〇志六片である。

次に未成年労働者に就て略述すれば、すべて満二一才以下の男女労働者は未成年労働者 Junior workers と稱せられるが通例斯る未成年労働者は更に三種類に分類せられる。即ち徒弟 Apprentices 見習 Improvers 不熟練未成年労働者 Juvenile workers とである。第一は一定期間に對し徒弟契約を結び徒弟として修業するもの、第二は斯る契約をせずして修業しつゝあるもの、第三は一般に不熟練又は半熟練作業に従事する未成年労働者である。徒弟に對しては聯邦裁判所は徒弟制度獎勵の爲め、或は特定職業に限つて見習又は未成年不熟練労働者の使用を禁ずる徒弟制度強制の判決を下し、或は一産業又は一産業部門の徒弟數を制限し或は其夜業を防止し或は其修業方法を規定する等、多大の關心を示して居る。併し徒弟の賃銀に就ては何等據るべき標準なく各産業に於て異つて居る。見習及不熟練未成年労働者は當然種々なる點に於て差別待遇を受けて居る。例へば石工に對する一九二五年の判決に於ては、徒弟は石工三人又は三人未満毎に一人採用されるが、見習は石工八人又は八人未満に就て一人採用さるゝに過ぎぬ。併し賃銀は、徒弟が位地の安定、より好き修業の機會等と與へられて居るに反し、見習工は斯る利益を享受せぬが故に徒弟よりも比較的に高き賃銀を得て居る。

併し此場合に於ても賃銀率に就ては何等統一がない。最後に不熟練又は半熟練労働に従事する未成年者は、成年労働者の利益擁護其他の立場より差別待遇を受けて居る。即見習工の場合同様成年労働者數に對する割合の決定に依つても其就業を制限されて居るが、更に例へば有毒物を使用する護謨製品の製造仕上、包装の如き少年に不適當なるものと認めらるゝ作業、電信電話業に於て一六才乃至二一才の青年を電線工夫助手として用ふる場合の如く此作業に要する體力、判斷力、又は此作業に伴ふ責任等より見て青少年を使用するは社會の利益に反するものと看做さるゝ作業、酒造業の諸作業の如く少年の徳性を破壊する虞ある作業等に於ては、未成年者使用を禁じ又は未成年者の賃銀率以上か或は成年男女と同率の賃銀を支拂ひを強制して居る。斯の如き場合を除くの他不熟練未成年労働者の賃銀は通例年齢に應じて定められ稀に經驗の多寡に依つて定められて居り、徒弟の賃銀よりは一般に高率である。以上三種の未成年労働者の孰れに於ても、各産業に依つて著しき賃銀率の相違があり、此事實は裁判所が未成年労働者の賃銀決定に何等の原則を有せざる事を物語るものであらふ。

八、結果に應ずる賃銀支給制度

出來高賃銀制、課程賃銀制、賞與賃銀制等すべて作業の「結果に依る賃銀支給制」Payment by results の使用は、労働組合の強硬に反對する所であり、雇主側は之に反して熱心に希望する所である。仲裁裁判所は此間に介在して如何なる態度を示して居るかを見やふ。

先づ労働組合側の主なる反對理由を見るに、アングラスン氏の要約する所に從へば略次の如くであ

る。(一)労働者の貪慾心を刺戟し、私利の追求に労働者階級全體の利益を忘れしめる。而して其健康を害してまでも収入の増大を計らしめるに至る。(二)賃銀率は優秀なる労働者を標準として設立せらるゝが故に、一般労働者は事實上過度の労働を強ひられる。(三)労働者間に競争と嫉妬とを惹起し、同志の精神を破壊する。(四)賃銀率の切下に依つて労働能率に比し賃銀率が漸次低下する。(五)生産量を増さんが爲めに質を低下せしめる。(六)個々労働者の生産量増加の爲め失業が生ずる。(七)雇主人間に個人的交渉を奨励する結果となり、労働組合運動を阻害する。(八)産業の社會化に依つてのみ實現さるべき労働者の解放を一層困難ならしむる。過去に於ては「結果に依る賃銀支拂制」の以上の如き弊害が實現された事は否み難い。併乍らヒギンズ、パワーズ、ビィビィ等の判事に従へば、是等の弊害は結果に應ずる賃銀支給制の本質的の欠陥より出づるものではない。従つて將來は其運用の如何に依つて必ずしも以上の如き弊害を生ずるとは限らないのである。而してすべての判事は、當局の統制下にある出來高拂賃銀制は現在に於ても斯る弊害を伴はず、而も生産量の増加と共に労働収入の増加、労働時間の短縮等、此賃銀制の長所を發揮しつゝあるものと認めて居る。労働組合の失業に對する危慮は、生産に使用せらるゝ労働量が常に固定せるものとする謬見に基くものとして否定され、更にパワーズ判事の如きは、濠洲が工業國として發達し得る唯一の機會は先進諸國に範を取つて出來高拂賃銀制を採用する事に存し、此採用は全國を通じて労働者に大なる利益を齎すものであるとまで論じて居る。又ビィビィ判事の如きは、一九二七年の機械工及鐵工に對する判決に於て、出來高拂賃銀制の採用を命じたるのみならず、同時に同判決の効力發生六ヶ月以後に於ては、

「結果に應ずる賃銀支給制の如何なる組織的禁止も判決違反と看做さるべし」とすら規定したのである。此規定は實質に於て労働組合に斯る賃銀制の承認を強制するものであつたから、當然の結果として労働組合の猛烈なる反對運動を招致した。而して労働組合は遂に最後まで此判決に反對運動を續け、現在は事實上此判決を葬り去つた状態にある。明かに今日に於ては如何なる權力と雖も、労働組合の斯る強硬の反對を打破して出來高拂賃銀制を強制し得る程の強力のものはないのである。聯邦裁判所に依つて決定さるゝ出來高拂賃銀は、平均能力の労働者が最低賃銀制の下に於るより其一〇%だけ多くの収入を受け得るやうに決定さるゝを常とする。裁判所は労働者が最低賃銀制の下に於て受くる額を保證し、且つ之に出來高拂賃銀制に依る能率増加を考慮して右の一〇%を加算するものである。併し最低賃銀決定の際は平均労働者の正常なる作業状態に於る産額を考慮すれば足りるが、出來高賃銀決定に際しては、作業その物の性質及作業状態に關しても精密なる知識を有せねばならぬ。労働者の能率は其作業状態の如何に依つて大なる影響を受くるが故である。従つて一産業全體に對して均一の賃銀率を課するが如きは不合理であり、一産業に對しても多數の賃銀率が決定されねばならない。裁判所は斯の如き仕事に對し必要なる知識も有せず、且つ時間の余裕をも有せざるが故に、通例斯る賃銀率決定をば當事者間の合議に委せ、其實施の監督に當るに留まるのである。而して當事者間にて決定困難の場合には、其判決に規定された諮問局 Board of Reference の裁定に従ふのである。併しアンダスン氏に依れば、以上の如く一産業に均一の出來高拂賃銀率が裁定さるゝ事の不合理なるに拘らず、實際には一産業均一の賃銀率が多くの判決に依つて採用され

て居るのは注意を要する。而して又アンダスン氏は、出來高拂賃銀制に大なる期待を懸くるもの、如く、次の如き意見を述べて居る。即ち同氏に従へば、聯邦裁判所も他の如何なる審判機關も出來高拂賃銀率の裁定を行ふべきでなく、唯其實施を監督し又賃銀算出の基礎を定むるのみに其任務を限るべきである。又裁判所は特定の出來高賃銀率の下にある労働者中一定の割合例へば六六%が、最低賃銀より一〇%多くを稼ぎ得ない時は其賃率を餘りに低きものと認め其改訂を強制すべきである。出來高拂制採用の結果能率低下工場は忽ち競争に敗るゝが故に、皆争つて工場設備を改善し能率を増加せしめ、其結果生産費は低下し價格は引下げられ、需要に伸縮性ある財貨に對しては需要は増加し、結局産業に従事する者全般に大なる利益となると説いて居る。

出來高拂賃銀に關する最近の判決たるドレーキブロックマン判事の裁縫業に對する一九二八年の判決に従へば、賃銀率は次の如くして決定される。即ち(一)同一作業となす労働者が二〇人以下の時は、此二〇人中より此二〇人に依りて選ばれたる一人と雇主又は其代表者との合議を以て決定する。(二)労働者が二〇人又は其以上の時は前同様にして選ばれたる二人と雇主又は其代表者との合議に依り決定される。賃率に關する争議は、諮問局の裁決に従ふ。又同一労働組合員が一工場に五〇人以上使用さるゝ場合又は其工場労働者の三分の一を占むる場合は、前記合議に際し雇主側代表者中一人以上は其工場にて其問題の作業に従事する労働組合員なる事を要する。併し雇主側は斯の如き賃銀決定法は非實際的であると主張する。何となれば出來高拂賃銀決定は「科學」であつて、専門家ならざる者との合議に依つて之を行ふ事は極めて不適當であると云ふのである。斯くして從來

出來高拂賃銀制を採用し居たる工場の大部分が、前記判決ありてより四ヶ月以内に時間給制に移つたと稱せられる。

九、雇傭制度と賃銀率

毎日又は毎時に對して雇傭され従つて賃銀を毎日又は毎時に對して支給される労働者は、國祭日、其他の休日、病氣其他の理由にて休業したる場合は収入を失ふし、且つ解雇も何等の豫告を必要とせず即座に行はれるから、毎週に對して雇傭され従つて毎週に對して賃銀を支給せらるゝ労働者に比し、大いに不利益の立場にある。故に労働組合は斯の如き時間又は日雇傭制に代ふるに週雇傭を以てする事を要求するのである。

最初聯邦裁判所の判決に之に關する條項が現れたのは、一九二〇年のヒギンズ判事の木材業労働者に對する判決に於てである。此判決に依れば、此判決の下にあるすべての労働者は、臨時雇を除きすべて一週間を基礎として雇傭せられねばならぬ。但し最初の一日四間は一日前の豫告を以て解雇又は辭職をなし得る規定がある。續いて一九二一年に労働組合の要求を容れて、機械工に對して週雇傭の制を定めた。即ち最初一四日間は日雇傭であり、以後は解雇又は辭職に一週間の豫告を要し、一年八日の國際休日は賃銀支拂を受ける。但し相當の理由なくして休業せるものは賃銀を差引かれ、又何等かの不都合を働きたるものは即座に解雇される事となつたのである。併し一方に於て斯る週雇傭制施行の結果雇主の蒙る損害を補償する必要があつた。例へば病氣休業に對して賃銀を支拂ふは一年につき六日間に制限するが如き、又は雇主の責任にあらざる事由に依りて生ずる作業

の休止等に對して、雇主の賃銀支拂義務を免除するが如き場合である。

以上述べし所で大體明かなるが如く、週雇傭制は一年六日間以上の病氣休業、規定されたる八日の休日以外の休日、事業閑散の爲めの休日、機械の破壊工場の焼失等の爲めの休業等に對しては賃銀が支給されない。ドレーキプロクマン判事は一九二八年の裁縫業に對する判決に於て、同業労働者はクリスマス休日、事業閑散、病氣等に依りて、一年につき二週間を休業するものと認めて賃銀を決定した。即ち従來のハーヴェスタ基本賃銀は、労働者が一年に付五三週間就業するものとして算定されて居るから、裁縫労働者賃銀が眞にハーヴェスタ標準に達するが爲めには、五〇週間就業と見て算出せねばならぬとするものである。但し此判決ではパワーズの三志は附加されなかつた。上述の如く、閑散期に當つて雇主は通例の週雇傭制の下に於ては、雇人の承諾なき限り就業時間を短縮し賃銀も其割合に低下せしめる事は許されない。斯る場合労働費を縮少せしめんが爲めには、雇主は雇人に一週間前の豫告を與へたる後解雇し得るのみである。併し特殊事情を有する産業に於ては、此規定は修正されて居る。例へば裁縫業の如きは閑散期に於て、労働者を交替して休業せしむる方法又は全雇主の就業時間を短縮する方法を用ふる事を特に許可されて居るが如きである。斯る産業に於ては、此方法が雇主雇人双方にとりて有利なりと思惟されるが故である。

産業の性質上就業の極めて不規則なるものに對しては、時間雇傭制が行はれて居る。此制度の下に於ては、日雇傭制同様國祭日、疾病、閑散期等の休業に對して何等直接の補償が與へられないのであり、雇主は何時なりとも解雇し得るのである。併し斯の如き時間雇傭制の下に蒙る不利益を、

間接に補償する爲めに、週賃銀よりは高率の賃銀率を定めるのである。其算定方法は一週間に於る正味就業時間の平均數を見積り、之を以て週雇傭制の基本賃銀を除したるものを基礎として算定するのである。故に斯る時間雇傭制下になりながら、事實上一年中を通じて殆ど繼續的に就業しつつある者は、週雇傭制下の同種労働者よりも高き賃銀を得る事となる。一九一八年に於ては不規則労働者の内少數の優秀なる者のみが、繼續的に仕事を得つゝあつたものと認められ、ヒギンズ判事に依つて斯る収入差額も一種の補足賃銀として是認された。一九二二年船舶塗工、船渠労働者の内繼續的に就業せる多數の不規則労働者が、他の熟練工よりも大なる賃銀を得つゝありしに鑑み、クック判事は賃銀を改訂して、週雇傭制下にて保證さるゝ程度の疾病休業國祭日休業等に對しての若干額と、熟練に對する補足賃銀としての若干額とを基本賃銀に加へたるものを新賃銀となし、従來の賃銀率より多少低きものとした。

上述の時間雇傭制は、不規則労働者のみならず規則労働の或物にも行はれて居る。此場合は最低賃金に一週五志を追加したる額より算出されたる賃銀を支拂ふ。やはり國祭休日疾病休業等に對して賃金の支給はない事勿論である。例へば鑄型工の如きは、週又は日雇傭制の下に於ては、雇人が解雇の豫告を受けたる後故意に製品を破損せしめて雇主に大なる損害を與へる事が出来るが、雇主は之を故意なりや過失なりや定むる事が出来ぬとの理由に依り、一九二四年クック判事は鑄型工労働組合の週雇傭制採用の要求を容れなかつた。

日雇傭制は極めて僅かの産業にしか行はれて居ない。時間雇傭制に比すれば多少労働者にとり有

利である。一九二七年七月のビィ判事の判決に依つて、機械工及鐵工の一部が週雇備制から日雇備制に移り、最低賃銀に一週五志を附加したる賃銀を支給されたが、労働組合の反抗の爲め同八月早くも週雇備制に復歸した。労働組合の反對理由は、此日雇備制の下に於ては雇主は一週五日間だけ労働者を雇ひ得るが故に労働者は収入の六分の一を失ふと云ふにあつた。

最後に規則労働でありながら臨時に雇はるゝものがある。即ちパワーズ判事の定義に従へば、有能なる労働でありながら、就業後六日の終らぬ以前に何等自身の過に原かずして、解雇又は仕事を拒絶さるゝ労働者である。此場合も普通労働者の最低賃銀以上を支給されるが、其追加額決定に關しては裁判所は何等統一ある方針を有しない。一に産業の性質と其産業に於る慣習とに依るのである。

一〇、産業の賃銀支拂能力

濠洲に於ける基本賃銀は、労働者の生活費を基礎として定められ、如何なる産業如何な職業に於ても又如何なる労働者に對しても、此基本賃銀以下の支拂を許されない「神聖にして侵すべからざる」ものである。故に此基本賃銀の關する範圍に於ては、産業が如何なる賃銀支拂能力を有するかは全く考慮されない。併し基本賃銀以上の賃銀差額の關する範圍に於ては、其決定に當つて産業の賃銀支拂能力が考慮される事もある。勿論一産業内の各個企業單位の盛衰に依つて、其特定企業單位内の労働者の賃銀を上下する事はない。如何に一會社が繁榮なりとも、その理由のみを以て其會社の労働者に高き賃銀を支給せしめ、又は其反對に如何に一會社が經營困難なりとも、その理由のみを

以てしては其労働者に低き賃銀を支給せしむる事は出来ないのである。何となれば斯くする事は、多數雇主を競争上不公平の地位に立たしむる事となるからである。併乍ら一産業全體にわたる繁榮又は貧窮とに依つては、賃銀は多少影響される。ヴィクトリア及タスマニア州の鑛山業の如き經營困難に陥れる産業に對しては、他産業の同種労働が得つゝあるよりも稍低き率に定められる事もある。又反對に一産業が好況なる時は、通常の補足賃銀以上に産業補給 Industry allowances と稱せらるゝものが支給せられる事がある。産業補給とは、一産業の労働者全部が最低賃銀額以上に或額を受け、而して此額は一に其産業の繁榮せるより出でたるものであつて、何等労働者の勞務に對する報酬として解さるべきものではない。元來之は雇主人間の協約の規定中に見らるゝ所であつたが、其後裁判所に依つても採用され判決に含まるゝ事となつた。例へば一九二二年瓦斯業に於る不熟練労働者に對してパワーズ判事は、當時實際に行はれつゝあつた所に従ひ、一週三志の産業補給を定めたのである。之に對してサウス・オーストラリア州のブラウン判事は次の如き反對論を述べて居る。即ち同判事に従へば、産業の盛衰の状態を常に知悉する事は困難であり、又産業状態變化の際産業補給を廢する必要が生じても其廢止は極めて大なる困難を伴ふであらふ。故に斯の如き賃銀の追加支給は、判決を以て強制的に行はず雇主人間の任意協約に委すべきである。

最後に一地方に於る一般産業のすべての繁榮に對しても割増が拂はれる。例へば一九一四年シドニに於て、ヘイドン判事は生活費を一週四八志と算出したが、好況時の分け前を受くべきであるとして、輕作業には一日八志八片(生活費に六片の割増)普通作業には八志九片、重作業に九志を支給

する事を勸告した。併し間もなく好況は去り、同年中に同州の裁判所に依つて此繁榮補給 Prosperity allowances は取除かれてしまつた。アングスン氏の結論に従へば、多少なりとも秩序あり科學的な方法を以て、一般産業の好況不況に此補給の支拂を適應せしめんとする試をなしたものは一も無いのである。

一、兒童手當

濠洲に於ける聯邦當局制定の生活賃銀即ちハーヴェスタ賃銀は、夫婦及兒童三人の一家族を標準とするものである。故にハーヴェスタ賃銀は兒童を有せざる労働者に厚く、三人以上の兒童を有する労働者に薄い事となる。生活賃銀とは一定標準の生活を営ましむるに足る賃銀の謂に他ならぬのであるから、斯る均一賃銀制は生活賃銀本來の職分を果さないものである。此處に至つて兒童を有せざるものとして生活賃銀を定め、兒童を有する者に對しては、法律を以て強制的に兒童手當を支給する方法が、從來の均一賃銀制に替るべきものとして提唱さるゝに至つた。併乍ら兒童手當に賛成する者の間にすら種々意見の相違がある。労働組合側の主張するが如く、從來の生活賃銀を据置きて其上に兒童手當を支給すべきや、雇主側の一部が主張するが如く、從來の生活賃銀の算出基礎を變じ五人の家族の代りに夫婦のみの生活費に基きて生活賃銀を決定するべきか、或は又兒童手當の財源は國庫なりや産業なりや又は労働者自身の共同資金なりや、等極めて困難なる問題が提出せられ、一九二七年聯邦政府に依つて一調査委員會が任命された。此委員會(兒童手當又は家族補給調査委員會)は一九二九年四月に報告を發表したが、多數報告は、主として現行生活賃銀が兒童に對す、手

當をも含める事其他の理由を以て、從來の生活賃銀据置の兒童手當制度に反對し、少數報告は之に反して斯る兒童手當制に賛成し、獨身者に對して二〇〇磅まで課税免除額を下げ且つ高額所得に對する課税の累進率を一層大にする事等に依つて、兒童手當の財源を得ん事を主張した。

又一九二〇年以來聯邦官吏に對して兒童手當制が實施されて來た。即ち妻帶者は最低一週四磅(年額二〇八磅)を得、一四才以下の兒童一人に就き五志(年額一三磅)の手當を支給されるのである。但し是は年額三〇〇磅以下の官吏のみに對するものであつて、年額三〇〇磅以上五〇〇磅までの官吏は、三〇〇磅を越ゆる一六磅毎に兒童手當一年に就き一磅だけ減ずる。年額五〇〇磅以上の官吏に對しては兒童手當は全く支給されない。一九二三年官吏に對する基本俸給が新に年二〇五磅八志と算出された。是は夫婦の生活費を基礎とするもので從來の妻帶者獨身者間の差別は除かれた。而して同時に聯邦官吏の有する平均兒童數は〇・八四人と算定され、兒童一人に對する手當年一三磅の八四%たる一〇磅八志を右の基本俸給二〇五磅八志より差引き、殘額一九五磅を實際の基本俸給として支給し、差引きたる一〇磅八志を以て兒童手當の財源に當てたのである。其後金額に就いて二三の變化があつたが大體は上記の儘である。

ニュー・サウス・ウェールズ州に於ては、一九二七年以來「家族手當法」Family Endowment Act, 1927 No. の下に兒童手當制を實施して居る。同法に依れば、労働者家族の過去一二ヶ月に對する収入が、一ヶ年の生活賃銀(夫婦のみの生活費に基くもの)に其家族の一四才以下の兒童一人に就き一年一三磅を加算したる額に達せざりし場合には、一人の兒童に就き年一三磅の割合にて兒童手當を支給さ

れる。但し家族収入の右の定額に對する不足額が一三磅以下の場合にはその差額だけ支給される。家族収入とは労働者及其妻子の得たる収入の合計である。而して此手當の財源は、雇主より其支拂ふ賃銀の一定の割合に相當する金額を徴收して之を作るのであつて、此率は州議會の定むる所に従事ふとせられ、一九二七年には雇主は賃銀支拂額の三%に相當する金額を徴收された。但し財源の充分になつたと云ふ理由で一九二七年一月以來徴收は中止されて居る。當局は雇主の負擔重さに過ぐるを以て他の財源調達法を考慮中であると聲明した。(昭和五年八月二九日)

前號 (第二十四卷) 第九號 目次

◎アメリカ労働階級の政治運動と
社會主義思想
園 乾 治

◎獨逸社會政策理論前史
自由放任論と其の社會政策的批評
奥井復太郎

◎正統派經濟學批判者としての
シスセンディ
永田 清
——特に彼れの恐慌論を中心として

●一冊定價金五拾錢
●半年分金貳圓九拾錢
●一年分金五圓四拾錢
郵税金壹錢五厘
郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限

昭和五年九月三十日印刷納本
昭和五年十月一日發行
每月一回一日發行

三田學會雜誌
禁轉載
編輯者 江田 範 保
發行所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
印刷者 金子 鐵 五 郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
金子活版所

發賣元 東京市芝區三田貳丁目壹番地
丸善株式會社三田出張所
電話高輪一九二六番
●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會